

宗教教育教職員研修会 開催助成制度(要項)

1. 助成対象 龍谷総合学園加盟校の教職員を対象とした、宗教教育研修会
2. 助成条件
 - 1) 各学園主催として、年間3回以上開催すること
ただし、学校単位で年間3回以上の開催が可能な場合は学校単位での申請も可とする
 - 2) 御同朋の社会をめざす運動(実践運動)、同和・人権教育(カルト問題対策を含む)、その他宗教教育の推進を目的とすると認められるものをテーマとする研修会であること
 - 3) 内容・講師選任については、各学園に一任(学内関係者でも可)
3. 助成内容 100,000円〔年間／各学園(学校)一律〕
4. 事務手続
 - 1) 助成金申請書(事務局指定)を提出する。
 - 2) 3回とも実施日が確定している場合は、申請書の提出をもって助成金支給とする。ただし、申請書提出の時点で実施日が不確定の場合は、確定次第の支給とする。
 - 3) 研修会実施後、実施内容報告書(事務局指定)を提出する。

※外部講師出向にかかる交通費については、龍谷総合学園「講師交通費助成制度」の適用可能(要別途申請)。

以 上